



熊本県公報

号外 第 3 7 号
平成 28 年 3 月 31 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… (健康福祉政策課) 1
- 熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例…………… (会計課) 1
- 規 則
- 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 2

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 - 1 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例
 - 1 納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して規則で定める場合は、証紙による収入の方法のほか、規則で定める方法により徴収することができることとした。(第 2 条関係)
 - 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 4 条関係)
 - 3 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 9 号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(熊本県条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。
附則ただし書中「平成 2 8 年 4 月 1 日」を「平成 2 9 年 4 月 1 日」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 0 号

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例
熊本県収入証紙条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条の見出し中「歳入」を「歳入等」に改め、同条ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める方法により徴収することができる。
(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 1 号)第 3 条第 1 項又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 1 6 年熊本県条例第 6 4 号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行った場合

(2) 納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して規則で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）
第 4 条中「規定により」の次に「証紙による収入の方法によって」を加える。

附 則
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 36 号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則

熊本県収入証紙規則（昭和 39 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項を次のように改める。

条例第 2 条ただし書の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 条例第 2 条第 1 号に掲げる場合 同号に規定する電子情報処理組織を使用して行った申請等により得られた納付情報又は証紙により納付する方法

(2) 条例第 2 条第 2 号に掲げる場合 現金又は証紙により納付する方法

第 4 条の 2 第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第 2 条第 2 号の規則で定める場合は、条例別表第 1 手数料の項第 225 号に規定する納税証明書交付手数料又は同項第 225 号の 2 に規定する免税軽油使用者証交付手数料を県央広域本部税務部において徴収する場合とする。

附 則
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。